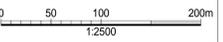


誘導区域図
(27 / 27)

- 行政区域
 - 都市計画区域
 - 市街化区域
- 都市機能誘導区域**
- 中心拠点
 - 地域拠点
- 居住誘導区域**
- 中心居住区域
 - 公共交通沿線居住区域
 - 居住環境形成区域
- その他の市街化区域**
- 一般居住区域
 - その他の市街化区域
- その他の市街化区域
 都市計画特別用途地区、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害危険箇所、特別用途地区、地区計画の決定等の用途制限がなされていない区域、また17号地帯を工業地域、総合開発公区。



この地図は、着手票の承認を得て着手票所有の資料(地籍図計画図(1:2500) 1/10,000)を複製したものである。
 (承認番号)平成29年8月21日着手票指令部第8-5号